

平成 26 年度事業報告書

(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

. 組 織 関 係

会 員 数(平成 26 年 12 月 31 日現在)

平成 26 年度会員数 557 社、加入率 50.7%(管内法人数 1,099 社)前年比 1.6%

平成 25 年度会員数 579 社、加入率 52.3%(管内法人数 1,107 社)

全道会員数 34,131 社、加入率 31.2%(道内法人数 109,511 社)

. 表 彰 関 係

名寄税務署長納税表彰 本会専務理事 今 尚 文 氏

. 事業・大会・会議等の実施参加

(1) 税知識の普及を目的とする事業【公 1】

税務研修会

- ・ 会員をはじめ企業や市民に、税への理解を深め正しい税知識を身につけてもらうことを目的に実施。

日時	場所	参加(内一般)	内 容	支部・部会
5/16	美深町	26 名(0)	「決算時における留意点」 講師：中川昌裕 氏	美深
18	下川町	18 名(0)	「税制改正について」 講師：中川昌裕 氏	下川
19	剣淵町	10 名(0)	「決算時における留意点」 講師：中川昌裕 氏	剣淵
19	和寒町	17 名(0)	「消費税法令改正等について」 講師：中川昌裕 氏	和寒
19	名寄市	8 名(0)	「相続税の基礎知識と改正内容」 講師：小林 優 氏	青年
26	名寄市	15 名(0)	〃	女性
26	中川町	15 名(0)	「決算時における留意点」 講師：中川昌裕 氏	中川
11/11	士別市	24 名(10)	「税務雑感・消費税について」 講師：大野 悟 氏	士別
13	名寄市	43 名(31)	「相続税について」 講師：武田眞一 氏	女性
12/2	士別市	27 名(4)	「税制改正について」 講師：大野 悟 氏	士別

租税教育事業

- ・ 小中学生を対象に、税の仕組み等を理解してもらうために実施。
(税に関する本、グッズ 等も配布)

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
9/15	名寄市	40名	税の仕組、税金マイク等	青年・女性

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業【公1】

税の広報活動

- ・ラジオCM(税を考える週間)や税のパンフレットなどを配布し市民へ税情報を発信。

日時	場所	内 容	支部・部会
5/28	全域	税の啓発新聞広告(名寄・北都・道北) 公益記念	本会・名寄
10/8	剣淵町	税の啓発PR、パンフレット配布	剣淵
20	士別市	税の啓発広告	士別
11~1	名寄市	税を考える週間ラジオCM(税情報発信)	本会
11/19	下川町	税を考える週間絵画展	下川
2/14	名寄市	税の啓発パンフレット等の配布	名寄
16	士別市	確定申告啓発広告	士別

税に関する絵はがきコンクール

- ・小学生高学年を対象に、税に関する絵はがきコンクールを募集。

日時	場所	内 容	支部・部会
7/中	名寄市	名寄市内小学校10校へ723枚配布(応募数2枚)	女性
9/15	名寄市	租税教室参加者へ40枚配布(応募数1枚)	女性

広報誌・ホームページによる税情報の発信

- ・ホームページや啓発用小冊子などを配布し会員をはじめ企業や市民へ税情報を周知。

日時	場所	内 容	支部・部会
11/19	名寄市	年末調整のしかた	本会
随時	全域	税のしるべ、税の小冊子、HP掲載	本会・8支部

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業【公1・他1】

税制改正に関する提言及び要望活動への参加

- ・税制に関する意見要望を、全法連・道法連へ上申する。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
9/18	旭川市	32名	第51回旭川大会	本会・8支部

北海道法人会青年の集いへの参加

- ・青年経営者が集い、税制や地域社会などの健全な発展を目指し意見・情報交換を行う。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
6/27	根室市	6名	第24回根室大会	青年

北海道法人会女性部会全道大会への参加

- ・女性経営者が集い、税制や地域社会などの健全な発展を目指し意見・情報交換を行う。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
10/9	札幌市	21名	第15回札幌大会	女性

(4) 地域企業の健全な発展に資する事業【公2】

経済、経営、環境、健康問題等に関する研修会

・会員をはじめ企業や市民を対象に、経済・経営などをテーマとした講演会等を開催。

日時	場所	参加(内一般)	内 容	支部・部会
5/28	名寄市	110名(66)	公益記念講演会 「日本経済嘘と真実」 講師：三橋貴明 氏	本会・2部会 8支部
11/13	名寄市	43名(31)	税を考える週間セミナー 「筆跡からみたビジネスコミュニケーション」 講師：林 香都恵 氏	女性
1/19	名寄市	172名(134)	新春特別講演会 「日本人に国を守るか」 講師：小川和久 氏	名寄・2部会
3/2	士別市	108名(55)	特別講演会 「今後の日本の政治経済について」 講師：萩谷 順 氏	士別
3	名寄市	22名(15)	20周年記念事業 「商売に活かす！上手なインターネット 活用術」 講師：横田秀珠 氏	青年

(5) 会員の交流に資するための事業【他1】

支部、部会交流会

・支部、部会の行事を通じて会員相互の情報交換と交流を目的として実施。

日時	場所	参加	内 容	備考
7/4	札幌市	16名	研修会	和寒
6	浜頓別町	9名	釣り大会	中川
8/22	美深町	17名	パークゴルフ大会	美深
27	士別市	24名	ゴルフ大会	士別
30	名寄市	7名	パークゴルフ大会	風連
9/2	士別市	16名	パークゴルフ大会	士別
7	名寄市	16名	ゴルフ大会	中川
1/27	美深町	18名	新年会	美深

(6) 会員の福利厚生等に資する事業【他1】

大同生命・AIU・アフラック・三井住友海上

・会員企業の福利厚生制度の充実と安定化のために制度の案内・周知を図る。

日時	場所	参加	内 容	備考
5/28	名寄市	44名	各種保障制度説明	本会

(7) その他本会目的を達成するために必要な事業【他1・管理】

新規会員の加入促進

・会組織強化を目的に、公益事業を支える会員間の仲間づくりや事業参加の増加に繋げる。

諸会議の開催等

・会組織の充実を図るために、本会・支部・部会で諸会議を開催するとともに、道法連等

で開催する会議へ参加し情報交換や交流を深め連携を図る。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
4/2	名寄市	3名	正副会長会議	風連
18	名寄市	13名	事業報告会	風連
22	士別市	6名	幹事会	士別
24	札幌市	1名	ビジ`ネカ`ト` 30周年記念	本会
30	名寄市	10名	第1回役員会	名寄
5/2	美深町	10名	役員会	美深
8	下川町	7名	役員会	下川
12	和寒町	5名	役員会	和寒
13	士別市	12名	理事会	士別
14	中川町	7名	役員会	中川
15	士別市	5名	役員会	朝日
16	名寄市	8名	第1回役員会	女性
16	美深町	26名	事業報告会	美深
19	名寄市	8名	事業報告会	青年
19	札幌市	1名	女連協総会	女性
19	剣淵町	5名	役員会	剣淵
19	剣淵町	10名	事業報告会	剣淵
19	和寒町	17名	事業報告会	和寒
20	士別市	39名	事業報告会	士別
23	札幌市	1名	青連協総会	青年
26	名寄市	15名	事業報告会	女性
26	中川町	15名	事業報告会	中川
26	士別市	16名	事業報告会	朝日
27	下川町	18名	事業報告会	下川
28	名寄市	19名	理事会	本会
28	名寄市	44名	定時総会	本会
6/10	札幌市	1名	定期提出書類作成研修会	本会
24	士別市	7名	幹事会	士別
27	根室市	1名	第2回正副部会長会議	青年
8/22	札幌市	1名	第3回正副部会長会議	青年
9/11	名寄市	11名	第2回役員会	女性
22	札幌市	1名	全道部会長会議	女性
10/24	士別市	6名	幹事会	士別
27	札幌市	1名	PCA 会計7外研修会	本会
12/12	札幌市	1名	全道事務局連絡会議	本会

2/10	札幌市	1名	厚生事業等推進委員会	本会
13	名寄市	1名	第2回役員会	風連
27	名寄市	8名	第3回役員会	女性
3/2	札幌市	1名	道法連広報委員会	本会
3	名寄市	1名	役員会	青年
20	札幌市	1名	道法連理事会	本会
23	名寄市	16名	第2回理事会	本会
23	名寄市	8名	第2回役員会	名寄
27	札幌市	1名	第6回正副部会長会議	青年

税の意見交換会

・今後の税制のあり方について税務署・関係税務団体との意見交換を行う。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
11/19	名寄市	15名	税務関係団体合同会議懇談会	本会

第51回北海道法人会全道大会

大会決議

国の積極的な財政出動による経済対策や大胆な金融緩和策により、景気は明るさを取り戻しつつあるが、北海道への拡がりを感じるまでには至っていない。電気料金の再値上げや原油・原材料の上昇、さらには人手不足による雇用の悪化等、本道中小企業は、先行きに不安を抱え未だに景気回復を実感できずにいる。

北海道経済の再生には、地域経済の担い手である中小企業が活力を取り戻し、地域の原動力として持てる力を遺憾なく発揮することが不可欠であり、企業の努力に報いるためにも必要な税制対策を講ずることが重要である。

法人税の実効税率並びに中小法人の軽減税率の引き下げ、更には事業承継の円滑化に資する税制措置の一層の充実が求められる。政府が検討している外形標準課税の中小企業への適用拡大については、地域の企業維持・雇用意欲を阻害する要因であり強く反対する。

本年4月に実施された消費税率の引き上げは、中小企業の事業存続に係わる切実な問題であり適正転嫁のための監視体制の強化が求められる。また、税率の再度引き上げに当たっては、当面単一税率が望ましく、インボイスについては現行の請求書等保存方式で十分対応できることから導入は不要である。

公益法人としての法人会は、税のオピニオンリーダーとしての自覚を発揮し、活力ある中小企業の復活に向けた税制改革を希求するため、全道30法人会の総意として以上、決議する。

平成26年9月18日

第51回北海道法人会全道大会

平成 27 年度税制改正に関する提言

基本的な課題

・社会保障と税の一体改革と今後のあり方

社会保障と税の一体改革は、本年 4 月に消費税が 8 % に引き上げられるなど実行段階に入った。我が国財政を先進国で突出して悪化させた最大の要因が、社会保障の「給付」と「負担」のギャップ拡大にあることは論をまたない。換言すれば、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化は表裏一体の問題であり、今回の消費税引き上げは、このギャップ縮小に一定の意味を持つことになる。

ただ、依然としてギャップは途方もなく大きい。国の社会保障費は今後も毎年、1 兆円ずつ増えることが見込まれている。少子高齢化が先進国で最速のスピードで進む我が国にとって、この問題に対応するのは容易でない。しかし、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させなければ、国民の間に将来不安が醸成され日本経済にも多大な悪影響をもたらす。

こうした事態を回避するには、まず、重点化・効率化により「給付」を可能な限り抑制し、同時に適正な「負担」を確保するしか方法はない。政府は 15 年 10 月に消費税をさらに 10 % へ引き上げる予定だが、本年 4 月の引き上げ同様、経済の動向に配慮しつつ着実に実行することが重要になる。そして、中長期の「給付」と「負担」のあり方についても、合わせて議論していかねばならない。

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、「中福祉」「低負担」といわれるアンバランスな構造の是正が欠かせない。しかし、今後の社会保障給付は高齢化社会の急進展で急速な増大が不可避とされる。とくに、年金受給年齢に達した団塊の世代が数年後に医療、介護分野で給付を受ける中心的世代になることを考えれば、社会保障制度の改革は急を要する。

改革に当たっては、「重点化・効率化」によっていかに給付を抑制するかが何より重要である。その際には「自助」「公助」の役割とその範囲を改めて見直すことが求められる。給付財源を公的負担に頼ることになれば、消費税などをいくら増税しても間に合わないからだ。

社会保障と税の一体改革では、「社会保障制度改革国民会議」がその土台作りを委ねられた。しかし、年金、医療、介護、少子化対策いずれの分野においても改革案は十分ではなかった。“ポスト改革国民会議”として新設された「社会保障制度改革推進会議」では、一体改革の進捗状況を厳しく点検すると同時に、10 年後を見据えた抜本的な改革のあり方を示すよう求めたい。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格な適用」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。また、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を強化する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率 10 % への引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。とくに中小企業は価格決定プロセスにおいて立場が弱く、実際、各種調査でも価格転嫁が完全ではないとの結果が出ていることに留意すべきである。

また、政府・与党では今年末の来年度税制改正に向けて軽減税率導入に関する議論のとりまとめ作業を行っているが、以下に示した理由などから税率 10 % 段階での導入は必要なく、低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

- (1) 消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率 10 % 程度までは)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
- (3) 税の滞納全体に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因ともなっている。本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、消費税率のさらなる引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度、執行面においてより実効性のある対策を講じる必要がある。

3. 財政健全化に向けて

先進国の中で突出して悪化している財政の健全化は、アベノミクスによるデフレ脱却と両立させることが極めて重要である。国債の信認が失われれば、長期金利の急上昇などによりアベノミクスはもとより、日本の経済、財政自体が危機に瀕してしまうからである。

我が国は 2015年度に国・地方を含めた基礎的財政収支赤字の対GDP比半減、2020年度に黒字化、長期債務残高対GDP比の安定的引き下げという財政健全化目標を掲げている。これは国際公約でもあり、目標を着実に達成することが極めて重要である。

しかし、内閣府が本年7月に示した「中長期の経済財政に関する試算」によると、15年度の赤字半減は達成可能としているが、20年度には消費税率10%への引き上げと高い成長率を前提とした楽観的なシナリオでも、GDP比で1.8%、11兆円の赤字が残る。

これに対し、安倍政権の「中期財政計画」は20年度黒字化への道筋を示しておらず、その策定は15年夏以降に先送りした格好になっている。来年度予算の概算要求基準（シーリング）でも、国債の新規発行を前年度以下に抑制するとしただけで、歳出上限額の提示さえ2年連続で見送った。

先進各国はリーマンショックで悪化した財政の健全化を法律で規定するなど、厳しい財政規律の下で急速に進めており、ドイツはすでに財政収支を黒字化している。我が国も早急に歳出・歳入両面からの改革に具体的な数値目標を設定して取り組まないと、20年度の黒字化は達成できないと考える。

- (1) 財政健全化の達成は税の自然増収や増税のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。
- (2) 消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるだろうが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

社会保障と税の一体改革により消費税が段階的に引き上げられる。社会保障の安定財源確保と財政健全化のためには極めて重要だが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。増税は国民に痛みを求めるわけで、その理解を得るには地方を含めた政府、議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

しかし、衆議院の議員定数削減が小手先の対応に終始しているのをはじめ、公務員改革でも本気度が不足している。また、特別会計と独立行政法人に対する改革熱も冷めたように見える。財政健全化と同様、行政改革も直ちに明確な期限と数値目標を定めて断行するよう求める。

- (1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制。
- (2) 国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 民間にできることは民間に任せるなど、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。

5. 共通番号制度について

マイナンバーの運用に当たっては、国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいく必要がある。その際には個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

また、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要な課題であり、広範な国民的議論が必要である。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性、経済の持続的成長と雇用の創出、少子高齢化や人口減少社会の急進展、グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

・経済活性化と中小企業対策

アベノミクスが一定の効果をあげ始めた。円安・株高の定着、3大都市圏の地価の底打ち、政府の異例ともいべき要請に応えた産業界の賃上げ、そしてこれらを背景とした物価上昇傾向の鮮明化がその証左であろう。

しかし、強い日本経済の再生を成し遂げるには、これを技術革新や設備投資、個人消費の拡大という実体経済に結びつけ、持続的な成長サイクルを構築することが不可欠である。そのカギを握るのはアベノミクスの開始当初から指摘されているように実効性ある成長戦略であり、それなしには「経済低迷下の物価上昇」という危惧すべき事態にも陥りかねない。

政府は、今年6月に新たな成長戦略を発表した。懸案となっていた法人実効税率では、来年度から数年間で20%台に引き下げる方針を示した。その代替財源については結論を今年末まで先送りしたが、引き下げを明確に打ち出したことは大きな前進といえる。また、地域経済を担う中小企業に対しても成長を促すさらなる実効性ある税制措置が必要である。

成長戦略ではいわゆる“岩盤規制”の改革にも一歩踏み込んだ。具体的には、労働分野では年収1,000万円以上の専門職について労働時間ではなく成果で評価する方式を導入する。医療分野では患者の申し出制により先端医療などで混合診療を拡大する。農業分野ではJA全農の株式会社化などの農協改革にも乗り出すなどが盛り込まれている。ただ、これらの規制緩和の実効性を確保するには今後の制度設計が重要な意味を持つといえよう。

また、成長戦略をただのお題目に終わらせないためには、政策の進捗状況と効果を検証する「PDCA（計画、実行、評価、改善）」サイクルのような仕組みが不可欠であり、その作業は民間有識者もメンバーとなっている経済財政諮問会議の場で行うのが望ましい。そして検証結果を定期的に国民の前に明らかにし、さらなる成長戦略につなげねばならない。

1. 法人税率の引き下げ

法人実効税率は復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、税率35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。

さらに、法人税に社会保険料を加えた企業負担の国際比較では、我が国は必ずしも高くないとの指摘があるものの、年々、社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感は高まっている。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げは着実に実行すべきである。

また、税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

(1) 法人実効税率20%台の実現

我が国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の実効税率を実現するよう求める。

(2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

租税特別措置については、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業向けの措置については本則化すべきである。

地方税については、応益課税の原則を考慮すべきではあるが、中小企業は経営基盤が弱く、担税力が低いこと等から、外形標準課税の対象範囲を拡大すべきではない。

特定同族会社の内部留保に対する留保金課税について、適用対象の拡大が検討されているが、「資金調達の困難性」など中小企業の厳しい実情を踏まえ、範囲を拡大すべきではない。

中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点から、「中小企業者に対する法人税率の特例（軽減税率）と租税特別措置」の適用範囲の見直しは行うべきではない。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は、我が国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で存在感を確保し、経済社会への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。

(1) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成27年3月31日まで）ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下の通り制度を拡充するとともに本則化することを求める。

中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直し

が行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であることから、さらに以下の点について見直しを求める。

- (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ。
死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
対象会社規模を拡大する。
- (2) 親族外への事業承継に対する措置の充実
親族外承継も重要な課題であり、円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる。
- (3) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州主要国並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設を求める。

・国と地方のあり方

地方を含めた我が国行財政システムの硬直性は正や地域活性化の観点から地方分権が叫ばれて久しいが、具体的議論は依然として深化していない。国と地方の役割分担とそれに対応する行財政のあり方を明確化させる分権の本質的議論が行われていないからである。

地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。しかし、例えば財政状況を見ると、地方の基礎的財政収支が黒字なのに対し、国は途方もない赤字を抱えているにもかかわらず、地方交付税を加算していた。しかも、地方交付税は地方公務員の高給与や高額議員報酬の財源に充てられている側面もある。

こうした中で、政府は地方活性化を重要課題として位置付けアベノミクス効果を全国に波及させる取り組みに乗り出すという。それぞれの地方の特色と強みを生かした活性化という理念に異論はないが、一方ではそれが新たな歳出圧力を生むとの懸念も指摘されている。地方活性化は安易に国の財政支援に頼ることなく、いかに地方独自の知恵を絞るかが重要である。

また、地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

- (1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき。それに伴い、基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。
- (2) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を導入すべきである。
- (3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。とくに、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (4) 地方議会は大膽にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなどして見直すべきである。

・震災復興

被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

・その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税、市町村民税の申告納税手続きについては、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るよう求める。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視する必要がある。しかしながら、税の意義や、税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていくことが必要である。